印紙
貼付

甲斐市給水特別措置協定書

甲斐市上水道給水条例第4条及び第8条（平成16年9月1日条例第156号。以下「条例」という。）に基づき、甲斐市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿番地の建築物に対し給水装置を設置するにあたり共用給水装置を選択するため、**甲斐市水道事業管理者　甲斐市長**（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

（給水装置の管理）

第1条　乙は、給水装置の特例として各戸に、甲の量水器（メーター）の貸与を受け検針しやすい場所に設置するとともに、給水装置の維持管理に責任をもって当らなければならない。

2　前項のメーターの修理及び検定満期取替費用は、甲の負担とする。

（料金の徴収）

第2条　甲は乙の建築物に入居する水道使用者（以下「使用者」という。）に対して、戸別検針及び戸別料金徴収を行う。

2　前項の料金算定は、条例の定めるところによる。

（検査）

第3条　甲は管理上必要と認めるときは、乙の給水装置を検査し、乙の負担で適切な措置をさせることができる。

（責務）

第4条　乙は使用者に対して次の責務を負わせるとともに、住宅供給又は入居契約の中に水道使用に関する項を設け、水道使用について明確にする方途を講じなければならない。

一　乙及び使用者は次の事項に該当するときは、所定の届を甲に提出すること。

ア　水道の使用を中止、停止又は再使用するとき。

イ　使用者の名義を変更するとき。

二　使用者は戸別の水道メーターにより、算定された水道料金を納期限内に甲に納入すること。

三　この協定が締結されていることを認め、その条件に従うこと。

（給水の停止）

第5条　甲は使用者が水道料金を納期限内に納入しないときは、完納するまでの間当該使用者への給水を停止することができる。

この場合、甲は乙にこの旨の通知をするものとする。

2　乙は前項の通知を受けた場合、2期（4カ月分）を上限に当該使用者の未納料金を甲に納入しなければならない。

3　甲は、前項の規程による未納料金の納入が確認されるまでの間、給水を停止することができる。

（損害の負担）

第6条　乙は、乙の建築物の給水装置（甲が貸与したメーターを含む。）に起因して事故が発生し乙若しくは使用者が災害を受けたとき、第三者に損害を与えたとき、又は紛争が生じたときは全て乙の費用負担で責任をもってその処理を行うものとする。

（協定の解除）

第7条　甲は乙がこの協定に違反し勧告しても、なお義務の履行がされないときは、この協定を解除することができる。この場合、甲は乙にその理由を附した文書により通知し、乙は通知を受けた日から30日以内に乙の負担で新たに給水装置工事（一括計量メーターの設置及び各戸メーターの撤去）を実施するものとする。

（その他）

第8条　この協定に定めがないものについては、条例、同条例施行規程を準用する。

2　前項によりがたい場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　住所　**甲斐市篠原2534番地の1**

　　氏名　**甲斐市水道事業管理者　甲斐市長　保坂　武**　㊞

乙　住所

　　氏名　　㊞